

「第338回 判例・事例研究会」

中退共による退職金の一部返還合意

日 時	令和2年5月13日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 野 坂 真 理 子

【判例】

事件の表示	東京高等裁判所 平成16年（ネ）第5403号 超過差額金返還請求事件 (平成17年5月26日 判決)
事案の概要	<p>精密機械部品の製造・販売等を営む会社が、同社を退職する従業員との間で、勤労者退職金機構から中小企業退職金共済制度に基づく解約金として同人に支払われる金額のうち、会社の内規に従って算出した同人の退職金額を上回る差額について会社に返還する旨の合意を締結した。</p> <p>しかし、同人が会社に当該差額を返還しなかったため、会社が同人に対しその支払いを求めた事案。</p>

判決の要旨

■中退共による退職金制度の趣旨・退職金共済法の規定について

- ・中小企業退職金共済制度の趣旨は従業員の福祉の増進を図ることにある
- ・事業主と勤労者退職金機構の間で退職金共済契約が締結されると従業員は改めて受益の意思表示をすることなく当然に機構に対して退職金受給権を取得する
- ・中小企業退職金共済法にて、被共済者が退職した場合には機構は被共済者又は遺族に直接退職金等を支給する、退職金等の受給権は原則として譲渡が禁止される、国は同制度の運営について各種の財政援助をすると定められているおり、従業員（被共済者）の利益を保護しようとする同法の各規定は強行規定であると解するのが相当。

■本件返還合意の効力

- （１）本件合意は解約金のうち返還対象となる部分について会社が従業員を介して機構からその支給を受けること、又は会社が従業員から当該部分の受給権の譲渡を受けることを約したに等しく、中小企業退職金共済法の趣旨を潜脱する強行法規違反である
- （２）会社が共済掛金の損金算入等の点で国から一定の財政的援助を受けつつ、右従業員との間で使用者としての立場を利用して退職金共済契約の内容について正しい説明をすることなく本件合意を成立させたこと等を考慮すると、右合意は公序良俗違反にも該当するとして無効と判断された。